

# ご利用料金案内

(令和7年11月1日改定)

## 【入所】



医療法人 紀南会

介護老人保健施設

オレンジロード **むつみ苑**

1. 基本利用料+毎月の入所費用に加算されるサービス

(□部は日額)

区分	施設サービス費 (個室)	食費	居住費 (個室)	毎月の入所費用に加算されるサービス	日額計 (個室)	月額概算(30日) (個室)	
第4段階	要介護1	2,379円 (2,151円)	1,500円	437円 (2,000円)	・サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 54円 ・夜勤職員配置加算 72円 ・在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ) 153円 計 279円	4,595円 (5,930円)	137,850円 (177,900円)
	要介護2	2,529円 (2,289円)	1,500円	437円 (2,000円)		4,745円 (6,068円)	142,350円 (182,040円)
	要介護3	2,724円 (2,484円)	1,500円	437円 (2,000円)		4,940円 (6,263円)	148,200円 (187,890円)
	要介護4	2,883円 (2,649円)	1,500円	437円 (2,000円)		5,099円 (6,428円)	152,970円 (192,840円)
	要介護5	3,036円 (2,796円)	1,500円	437円 (2,000円)		5,252円 (6,575円)	157,560円 (197,250円)

2. 実施に応じて加算されるサービス

外泊時費用		1,086円(月6日限度)
初期加算(Ⅱ)		90円(日額)
療養食加算		18円(1回)
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)		1,440円(1回)
退所時情報提供加算	(Ⅰ)	1,500円(1回)
	(Ⅱ)	750円(1回)
入退所前連携加算(Ⅱ)		1,200円(1回)
短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)		774円(1回)
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)		360円(1回)
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)		99円(月額)
褥瘡マネジメント加算	(Ⅰ)	9円(月額)
	(Ⅱ)	39円(月額)
排せつ支援加算(Ⅰ)		30円(月額)
所定疾患施設療養費(Ⅱ)		1,440円(1回)
緊急時治療管理費		1,554円(1回)
ターミナルケア加算	死亡日以前31日以上45日以下	216円(日額)
	死亡日以前4日以上30日以下	480円(日額)
	死亡日前日及び前々日	2,730円(日額)
	死亡日	5,700円(日額)

3. その他のサービス

安全対策体制加算	60円(月額)
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	120円(月額)
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	300円(月額)
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	30円(月額)
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	30円(月額)
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	算定単位数の1000分の75に相当する額

4. 別途利用料(税込)(希望者のみ)

洗濯料(※)	770円(指定のネット1回につき)
理美容料(※)	2,000円(1回)
電気機器使用料	22円(日額・1個につき)
テレビリース料	110円(日額)
衣類等預り料	33円(日額)
事務管理費	11円(日額)

(※) 別業者を紹介します。

5. それぞれのサービスについて

サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	介護職員に占める介護福祉士の割合が60%以上	
夜勤職員配置加算	入所者の数が20またはその端数を増すごとに1以上の数の夜勤者を配置し、かつ2名を超えて配置	
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	在宅復帰・在宅支援機能が高い施設に対する加算	
外泊時費用	居宅における外泊を認めた場合(1月に6日を限度)	
初期加算(Ⅱ)	入所日から30日間に限り加算(外泊中は加算されません)	
療養食加算	糖尿病・腎臓食・肝臓病食等、医師の指示箋に基づき特別な療養食を提供した場合	
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	入所前後に居宅を訪問し、退所後を含めたサービス計画を策定した場合	
退所時情報提供加算	(Ⅰ) 退所後の主治医に対して診療情報、心身の状況、生活歴等の情報提供を実施した場合	
	(Ⅱ) 医療機関に退所した際、心身の状況、生活歴等の情報提供を実施した場合	
入退所前連携加算(Ⅱ)	退所前から居宅介護支援事業者と連携し、退所後の居宅サービスの利用上必要な調整を行った場合	
短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)	入所の日から起算して3ヶ月以内の期間に集中的にリハビリテーションを行い、入所時及び月1回ADL等の評価を行っている場合	
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)	入所から3ヶ月以内に認知症に対して集中的にリハビリを行った場合	
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	リハビリテーション計画書の内容等を厚生労働省の介護データベースに報告、必要に応じて計画を見直し、適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合	
褥瘡マネジメント加算	(Ⅰ) 個別に褥瘡ケア計画を作成し、継続的に褥瘡の管理を行った場合	
	(Ⅱ) (Ⅰ)に加えて、褥瘡リスクがあると判断した方の褥瘡が発生していない場合	
排せつ支援加算(Ⅰ)	個別に排せつ支援計画を作成し、3月に1回評価・見直しをしている場合	
所定疾患施設療養費(Ⅱ)	肺炎、尿路感染症、帯状疱疹、蜂窩織炎、慢性心不全の増悪について、投薬、検査、注射、処置等を行った場合(1月に1回、連続する10日を限度)	
緊急時治療管理費	救命救急治療が必要となり、緊急的な治療管理が行われた場合(1月に1回、連続する3日を限度)	
ターミナルケア加算	死亡日以前31日以上45日以下	医師、看護職員、その他の各職種が共同して、ご本人またはそのご家族に対して十分な説明を行い、合意しながらその方らしさを尊重した看取りができるよう支援を行った場合
	死亡日以前4日以上30日以下	
	死亡日前日及び前々日	
	死亡日	
安全対策体制加算	施設内に安全管理部門を設置、担当者を配置し、組織的に安全対策を実施する体制が整備されている場合	
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	入所者ごとの心身の状況に関わる基本的な情報を厚生労働省に提出し、サービス提供に活用している場合	
協力医療機関連携加算(Ⅰ)	相談・診療を行う体制を常時確保し、緊急時に入院を受け入れる体制のある協力医療機関と連携している場合	
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	指定医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応を行う体制を確保していることなど	
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	見守り機器等のテクノロジーを導入し、委員会の開催等、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的にやっていること	
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	基準に基づいて介護職員の賃金の改善等を行っている場合	